

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年6月26日
【事業年度】	第12期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社アイフリーク
【英訳名】	I-FREEK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 幸司
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092（738）3800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理グループ長 猪俣 英夫
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092（738）3800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理グループ長 猪俣 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク 東京支店 （東京都港区赤坂二丁目17番22号） （注）平成23年10月17日より東京支店を東京都渋谷区道玄坂一丁目 12番1号から上記に移転いたしました。 株式会社大阪証券取引所 （大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月
売上高 (千円)	1,926,874	3,314,768	3,282,585	-	2,033,112
経常利益又は 経常損失 () (千円)	330,710	88,595	91,864	-	366,042
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	158,250	142,778	54,888	-	407,225
包括利益 (千円)	-	-	-	-	415,437
純資産額 (千円)	1,375,550	1,246,819	-	-	958,640
総資産額 (千円)	1,736,499	1,802,946	-	-	1,740,392
1株当たり純資産額 (円)	60,476.54	55,320.66	-	-	10,624.65
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 () (円)	6,967.70	6,415.49	2,521.97	-	4,657.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	6,854.89	-	2,498.18	-	-
自己資本比率 (%)	79.1	66.7	-	-	54.2
自己資本利益率 (%)	12.2	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	17.8	-	17.8	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	98,528	42,381	164,669	-	134,040
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	328,871	405,339	282,232	-	167,670
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,996	81,026	43,586	-	312,670
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	714,141	432,210	358,233	-	730,397
従業員数 (名)	89	115	-	-	100
[外平均臨時雇用者数]	[9]	[10]	[-]	[-]	[20]

(注) 1 売上高には、消費税等が含まれておりません。

2 第9期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3 第9期及び第12期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4 第10期については、平成21年7月1日に連結子会社である株式会社フィール・ジーを、平成21年11月1日に連結子会社である株式会社日本インターシステムを吸収合併した結果、同連結会計年度末には連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表は作成しておりません。よって、連結貸借対照表に関する指標は記載しておらず、従業員数についても記載しておりません。

5 第11期については、連結子会社が存在しないため連結財務諸表を作成しておりません。そのため、連結経営指標等は記載しておりません。

6 当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第8期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、遡及処理後の数値を記載しております。

- 7 当社は平成23年2月9日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。この影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次		第8期	第9期	第10期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
1株当たり純資産額	(円)	15,119.14	13,830.17	-
1株当たり当期純利益 又は当期純損失()	(円)	1,741.92	1,603.87	630.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	1,713.72	-	624.54

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月	第12期 平成24年3月
売上高 (千円)	1,887,771	1,990,825	2,473,370	2,860,482	2,033,112
経常利益又は 経常損失 () (千円)	391,421	247,306	134,634	322,302	338,231
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	219,033	206,994	75,268	151,978	379,414
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	458,028	458,088	458,208	459,191	459,382
発行済株式総数 (株)	22,718	22,740	22,762	91,348	91,452
純資産額 (千円)	1,436,333	1,188,217	1,267,270	1,400,496	987,383
総資産額 (千円)	1,775,037	1,551,906	1,748,755	1,972,804	1,768,221
1株当たり純資産額 (円)	63,152.10	54,383.58	57,707.04	15,885.42	10,948.38
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	1,300 (1,000)	400 (250)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 () (円)	9,643.97	9,300.95	3,458.37	1,743.06	4,339.22
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	9,487.83	-	3,425.74	1,720.26	-
自己資本比率 (%)	80.8	76.2	71.8	70.4	55.0
自己資本利益率 (%)	16.5	-	6.2	11.5	-
株価収益率 (倍)	12.9	-	13.0	12.4	-
配当性向 (%)	-	-	-	31.6	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	481,089	-
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	91,079	-
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	24,993	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	-	-	-	723,250	-
従業員数 (名)	75	86	120	121	98
[外平均臨時雇用者数]	[9]	[9]	[21]	[19]	[20]

(注) 1 売上高には、消費税等が含まれておりません。

- 第11期の持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。また、第8期から第10期及び第12期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益は、記載しておりません。
- 第9期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 第9期及び第12期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 第8期から第10期及び第12期は連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

- 6 第11期の1株当たり配当額1,300円(内1株当たり中間配当額1,000円)には、創立10周年記念配当1,000円を含んでおります。
- 7 当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、第8期、第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、遡及処理後の数値を記載しております。
- 8 当社は平成23年2月9日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。この影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
1株当たり純資産額 (円)	15,788.03	13,595.89	14,426.76	15,885.42
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	550 (250)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 () (円)	2,410.99	2,325.24	864.59	1,743.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	2,731.96	-	856.43	1,720.26

2【沿革】

- 平成12年6月 福岡市中央区赤坂に有限会社アイフリークを設立。
- 平成13年12月 有限会社アイフリークを株式会社に改組。
- 平成15年9月 福岡市中央区高砂へ本社を移転。
- 平成16年6月 iモード(R)向け公式コンテンツ「デコメ(R) コレクション」サービス開始。
- 平成16年9月 東京都港区虎ノ門に東京事務所を新設(平成18年4月支店に変更)。
- 平成17年6月 資本金を25,369千円に増資。
- 平成17年9月 iモード(R)向け公式コンテンツ「男のデコメ(R)」サービス開始。
- 平成18年4月 福岡市中央区大名へ本社を移転。
- 平成18年7月 東京都港区麻布十番へ東京支店を移転。
- 平成18年9月 資本金を134,886千円に増資。
- 平成18年9月 EZweb向け公式コンテンツにデコメーション6コンテンツサービス開始。
- 平成18年10月 Yahoo!ケータイ向け公式コンテンツにデコメーション6コンテンツサービス開始。
- 平成18年11月 株式会社リクルートとモバイル分野におけるHTML形式メール(注1)を活用した商品開発に関する業務提携を行うことで合意。
- 平成19年3月 株式会社大阪証券取引所ヘラクレス(現 大阪証券取引所JASDAQ(グロース))に株式を上場。資本金を457,976千円に増資。
- 平成19年12月 東京都港区麻布十番にギフトに特化したEコマースビジネスを行うことを目的として株式会社フィール・ジー(連結子会社)を設立。
- 平成20年7月 Eコマース事業推進のため、株式会社日本インターシステムの株式80.0%を取得(連結子会社)。
- 平成21年7月 株式会社フィール・ジー(連結子会社)を吸収合併。
- 平成21年7月 SHOPPING.JP株式会社と共同でiモード(R)、EZweb及びYahoo!ケータイ向けEコマースコンテンツ「SHOPPING.JP」サービス開始。
- 平成21年8月 株式会社電通とキャラクターを共同開発し、業界初の広告手法実施。
- 平成21年9月 デコメ未経験者向け新サービス開発。「デコメ変換サービス」提供開始。
- 平成21年9月 福岡市中央区薬院へ本社を移転。
- 平成21年11月 株式会社日本インターシステム(連結子会社)を吸収合併。
- 平成21年11月 東京都渋谷区道玄坂へ東京支店を移転。
- 平成22年12月 会社創立10周年記念配当の実施。
- 平成23年2月 普通株式1株につき、4株の株式分割の実施。
- 平成23年2月 SoftBank スマートフォンに「スグデコ!」を搭載。
- 平成23年5月 シンガポールのI-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD. (アイフリーク アジア パシフィック有限私会社)へ出資(連結子会社)。
- 平成23年8月 品川区西五反田に東京支店 五反田オフィスを新設。
- 平成23年10月 東京支店渋谷オフィスを東京都港区(東京支店赤坂オフィス)に移転。
- 平成23年12月 シンガポールのI-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD.をMcCallum Streetに移転。

(注)1 「HTML形式メール」、「デコメーション」及び各通信キャリア(移動体通信事業者)におけるサービスの名称について

文字(テキスト)のみを使って文章を作成するテキスト形式メールに対し、背景色や文字の色、大きさの変更、イラストやアニメーション画像の添付など、ユーザーが自由にメールに装飾できる形式をHTML形式メールといいます。

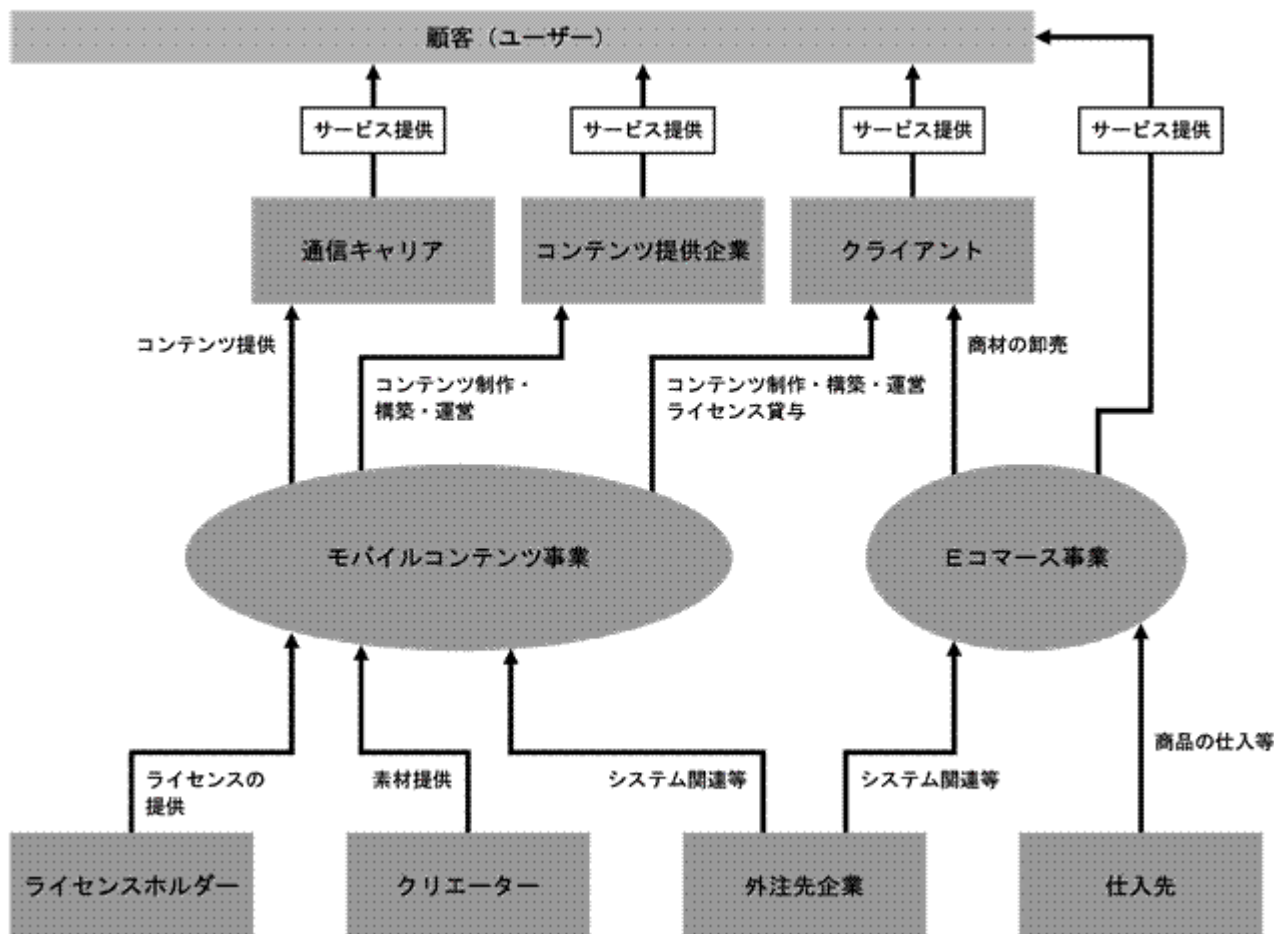
各通信キャリアにおいて、HTML形式メールサービスの名称は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが「デコメール(R)」、KDDI株式会社が「デコレーションメール」、ソフトバンクモバイル株式会社が「デコレメール(R)(旧アレンジメール(R))」としております。

当社が提供するコンテンツは、HTML形式メール機能に対応した携帯電話に対する各通信キャリアのメールサービスを通じ、メールを自由に装飾するための素材やキャラクター等を提供するものです。なお、当社グループにおいては、「デコレーション」、「メール」及び「コミュニケーション」の単語をあわせて創作した造語である「デコメーション」という名称を利用しております。

- 2 「iモード」「iアプリ」「デコメール」「デコメ」及び「きせかえツール」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。
- 3 「デコレメール」及び「アレンジメール」はソフトバンクモバイル株式会社(旧ボーダフォン株式会社)の商標または登録商標です。

3【事業の内容】

当社グループは、インターネットに接続可能な携帯電話のユーザー向けにモバイルコンテンツを提供する「モバイルコンテンツ事業」、美容・健康商品等の小売及び卸売を行う「Eコマース事業」の2事業で構成されております。当社グループの事業区分は、セグメントにおける事業区分と同一の区分であります。事業の系統図は、次のとおりであります。



(1) モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業におきましては、携帯電話事業者（以下、通信キャリア）（注1）の有料公式サイトを通じ、HTMLメール用のデジタルコンテンツ（注2）や、キャラクターを利用した待受画面等の提供を行っております。なお、今期より新たにカジュアルゲームに特化したゲームプラットフォームや紙芝居風絵本アプリ、ソーシャルゲームアプリの提供も行っております。

（注）1 当社グループは現在、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、NTTドコモ）、KDDI株式会社（以下、KDDI）及びソフトバンクモバイル株式会社の通信キャリアと取引を行っております。

2 デジタルコンテンツとは、デジタル形式で表記された文書、画像、映像で記録されているコンテンツのことをいいます。

モバイルコンテンツ事業の特徴は、次のとおりであります。

コミュニケーション手段の提供

モバイルコンテンツ事業では、コミュニケーションという「想いを伝えたい」人の欲求をテーマとしております。

当社の主要コンテンツは、「デココレ」を代表とするデコメーションです。デコメーションは、従来の文字コード（テキスト）のみを利用して作成するテキスト形式メールと比較すると、多種多様なキャラクターやデザインを利用することが可能となり、またこれらの画像にアニメーション機能が加わり、主に10代から30代を中心とするユーザー層に新たなコミュニケーションツールとして利用されております。

当社のデコメーションの特徴は、メールを送るためのコンテンツ、従来のキャラクターに依存したコンテンツだけではなく、気持ちや利用シーンに合ったコンテンツを多種多様なデザインで提供していることです。さらに、新規に開発したデコメ変換エンジン（テキストのみの文章をHTMLメールに簡単に変換できる機能）「スグデコ！」の投入、検索や文字合成等の便利な機能を充実させることにより、よりコミュニケーションツールとしてのユーザー満足度を高めております。

また、サイト毎にテーマを設定し、特定のユーザー層や特定の利用シーンを想定したコンテンツ制作を行い、コミュニケーションツールに対するユーザーニーズを掘り起こしております。

コンテンツ等の他社への提供

自社サイトの運営により蓄積されたノウハウ・技術力及び当社グループの保有する約319,000点（当事業年度末）のデジタルコンテンツを基盤として、携帯電話端末メーカー、通信キャリア、コンテンツプロバイダー等、様々な企業へHTML素材の受託制作からライセンス提供、さらにはモバイルコンテンツの構築・運営を行っており、モバイルコンテンツ全般に総合的なサービスを提供しております。

また、海外へのライセンス提供も行っており、日本市場だけではなく、海外への取り組みもテストマーケティングを含め、実施しております。

位置情報を利用したプラットフォームの提供

独自ゲームプラットフォームとして住所に基づいたランキングを生成して、同じゲームを利用するユーザー同士の対戦が実現する「ココゲー」を展開しています。「福岡県の1位」や「博多の1位」など、よりユーザーの生活エリアに密着したランキングを表示する事で、ご自身の対戦結果をより身近に感じて頂く事ができます。また、「ココゲー」はゲームプラットフォームとして開発しており、様々なゲームアプリに搭載することが可能です。

外部クリエイターのネットワーク「CREPOS（クリポス）」

当社は、イラスト等のデジタルコンテンツの確保にあたり、約8,400名（当事業年度末現在）の外部クリエイターを組織化しております。当社では、クリエイター支援・サポートサイト「CREPOS（クリポス）」というWeb管理システムによってネットワーク化しており、仕事のオファーから納品まで一貫して業務をサポートしております。これにより、特定のデザイン会社からの外注仕入と比較すると、多数のクリエイターから豊富なデジタルコンテンツが供給され、モバイルコンテンツ事業に必要な素材のサイトへの更新間隔を短縮できます。また、クリエイターとの直接取引により、迅速かつ低コストでデジタルコンテンツを確保することができます。さらに、受託事業におきましては、「CREPOS（クリポス）」経由で制作された素材を各企業に提供しております。

(2) Eコマース事業

Eコマース事業におきましては、美容商品を中心に、小売及び卸売を行っております。小売では、自社サイト「SHOPPING.JP」等のチャネルを利用した販売を行っております。卸売では、「SUPER BUYERS」という小売業者向け専用サイトを運営しながら、外販営業も含めた事業展開をしております。

Eコマース事業の特徴は、次のとおりであります。

オリジナル商品の開発

Eコマース事業では、美容商品及び芸能人とタイアップしたアクセサリー等のオリジナル商品の開発並びに販売を行っております。これにより、多様なユーザーニーズを最大限に汲み取った商品を提供することができます。また、付加価値の高い商品を提供することにより、高い利益を確保することも可能です。

卸売と小売の展開

Eコマース事業では、卸売及び小売の二つの方法で商品を販売しているため、美容商品の市場動向等を的確に把握することができます。その情報を活かしながら、ユーザーニーズを最大限に汲み取った事業展開することができるといった利点があります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) I-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD. (注)2	シンガポール共和国	1,800 (千ドル)	モバイルコンテンツ事業	100.0	役員の兼任 2名 資金の貸付

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成24年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)
モバイルコンテンツ事業	42 [3]
Eコマース事業	16 [1]
報告セグメント計	58 [4]
全社(共通)	42 [16]
合計	100 [20]

(注)1 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2 臨時雇用者数は、最近一年間の平均人員を[]外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成24年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
98 [20]	33.0	3.6	4,112

セグメントの名称	従業員数(人)
モバイルコンテンツ事業	40 [3]
Eコマース事業	16 [1]
報告セグメント計	56 [4]
全社(共通)	42 [16]
合計	98 [20]

(注)1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 臨時雇用者数は、最近一年間の平均人員を[]外数で記載しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用は除いております。
4 従業員数が前事業年度末に比べ23名減少したのは、業務効率化のための人員配置見直しによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

前事業年度は連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により落ち込んだ企業の生産活動や個人消費が緩やかに回復する一方で、原発災害、欧州の金融危機、タイの洪水被害、歴史的な円高・株安等、国内外関わらず多くの問題に直面し、日本経済は先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの関連するモバイル業界におきましては、フィーチャーフォンからスマートフォンへのシフトが続いており、2011年度の携帯電話の総出荷台数は、前年比11.3%増の4,190万台となり、そのうちスマートフォン出荷台数は前年度2.7倍の2,340万台で総出荷台数の55.8%を占め、通期で初めてスマートフォンが過半数に達する見通しとなり、更に、2016年度には3,555万台、総出荷台数の83.4%と見込まれており、一層スマートフォンの普及が進むと予測されております。(株)MM総研[東京・港区]

また、国内のスマートフォンアプリ市場の市場規模は、2011年は82.2億円となり、今後は、デバイスの普及、通信インフラの整備、アプリ内課金モデルの普及などが好材料となり、2016年には441.7億円の規模になると予測されております。(出所：㈱矢野経済研究所「スマートフォンアプリ市場に関する調査結果 2012」(2012年3月27日発表))

上記のような状況において当社グループの事業領域であるモバイルコンテンツ分野は、既存の事業領域の衰退と新規スマートフォンの事業領域の拡大が交差しており、その状況に適したビジネスモデルが重要となっております。既存の課金収益化モデルからスマートフォンへのフリーミアムモデルへのシフトは、今期、次期に向けて引き続き不透明な状況で推移することが予想されておりますが、このフリーミアムモデルへの移行は、お客様にサービス価値を提供する上で非常に柔軟な対応が可能であり、独自に拡大する基盤構築にも最適な環境となります。また、海外市場との急速な連携が可能な市場環境は、当社グループにとって中長期的に非常に期待の大きな市場環境であると認識しております。

このような環境下におきまして、当社グループは、スマートフォン市場での収益基盤の構築 プラットフォームビジネスへの転換 世界規模でのモバイルマーケットへの進出を最重点課題として取り組んでまいりました。

モバイルコンテンツ事業では、スマートフォン向けのサービス構築の先行投資により、順調に会員基盤を拡大させているものの、投資回収の進捗に遅れが発生しており、また、Eコマース事業では、薬事法・景品表示法の改正や運用強化により、法令遵守の観点から、旧来のビジネスモデルでは事業リスクが高いと判断し、各サービスの整理と再構築を断行するため、商品ラインナップの変更等を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,033,112千円、営業損失は374,935千円、経常損失は366,042千円、当期純損失は、繰延税金資産の回収可能性を検討し取崩しを行ったため407,225千円となりました。

セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業では、ソフトバンクモバイルの公式メールアプリとして当社グループの「スグデコ！」が採用され、約80万人が利用しています。2012年2月にはiPhone向けにも独自メールアプリの提供を開始し、順次顧客基盤を拡大させております。また、スグデコ！から他社のデコメール(デコメ)もシームレスに取り込み、デコメ市場のプラットフォームになっているサイト「デコストア」も立ち上げました。更に、上記のようなスマートフォン向けデコメのアプリをNTTドコモのAndroid端末へ対応させております。このように、独自基盤である収益モデルに着手してまいりました。

ソーシャルゲーム分野では、自社独自の顧客基盤を目指した位置情報を利用したゲームプラットフォーム「ココゲー」を提供しております。スマートフォンに搭載されたGPS機能を利用し、都道府県、市区町村などといったエリアを全国から選んで、エリア内にいる他のユーザーとゲームのスコアを競うことができるというものです。自社だけではなく他社のゲームアプリも取り込めるため、発展性のあるプラットフォームだと自負しております。ゲームアプリ単体のダウンロード累計は、すでに200万DLを超えており、プラットフォーム利用者は、すでに約10万人となっており、ユーザー数を拡大させております。

電子アプリ絵本「こえほん」も累計で約30万ダウンロードを記録するヒットアプリになり、顧客獲得に成功しております。アーティストコラボレーションシリーズとして、PUFFYやトータス松本の描き下ろし絵本も用意いたしました。また、世界展開に向けた準備にも着々と取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度におけるモバイルコンテンツ事業の売上高は1,234,951千円、営業利益は223,175千円となりました。

Eコマース事業

BtoC向けの美容・健康商品において、薬事法及び景品表示法の運用規制強化により、ビジネスモデルの大幅な転換が必要となり、一部商品については、販売不振等を理由に廃棄するなど苦戦を強いられましたが、売上の減少と引き換えにリスクも軽減しました。

これらの結果、当連結会計年度におけるEコマース事業の売上高は798,160千円、営業損失は288,032千円となりました。

(注) 各社の社名、製品名、サービス名は各社の商標又は登録商標です。

(2) キャッシュ・フローの状況

前事業年度は連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は前期の財務諸表の数値を使用しております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前事業年度末に比べて7,146千円増加し、730,397千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動におけるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、134,040千円となりました。これは主として、売上債権の減少額222,980千円により資金が増加した一方で、税金等調整前当期純損失375,310千円があったことによるものであります。

(投資活動におけるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、167,670千円となりました。これは主として、有価証券の償還による収入310,000千円があった一方で、有価証券の取得による支出263,192千円、無形固定資産の取得による支出101,080千円、投資有価証券の取得による支出71,573千円があったことによるものであります。

(財務活動におけるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、312,670千円となりました。これは主として、短期借入金の純増加額198,445千円、長期借入れによる収入300,000千円によるものであります。

2【販売の状況】

(1) 販売実績

当連結会計年度におけるセグメントごとの販売実績は次のとおりであります。なお、前事業年度は連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行っておりません。

セグメント	販売高(千円)	前年同期比(%)
モバイルコンテンツ事業	1,234,951	-
Eコマース事業	798,160	-
合計	2,033,112	-

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 当社グループのモバイルコンテンツ事業は、各通信キャリアの情報料回収代行サービスを利用して、一般ユーザーにコンテンツを提供するものであります。

3 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	606,184	29.8
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	260,316	12.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

モバイルコンテンツ関連市場は1兆5千億円を超える規模にまで成長しており、携帯電話はユーザーにとって、生活に欠かすことのできないツールとして、社会的にも重要なインフラとなっております。

このような市場環境のもと、携帯電話を活用したコミュニケーションサービス及びEコマースサービスを展開する当社グループでは、売上高及び利益を確保するために、以下の項目に対処すべき課題と認識しております。

スマートフォン市場での収益基盤の構築

モバイル業界におけるフィーチャーフォンからスマートフォンへの急激なシフトが続いております。この市場の変化によって、モバイル業界においては収益構造が大きく変化しております。この変化に対応するため既存の収益モデルから如何にスマートフォンでの収益基盤を構築するかが重要となっております。

プラットフォームビジネスへの転換

従前のキャリア主導のビジネスモデルや他社のプラットフォームでのビジネスモデルではなく、当社グループオリジナルのプラットフォームを構築することが更なる利益確保のために重要な課題であると認識しております。そこで、当社グループが得意とするデコメ、ファストアプリ、ソーシャルゲーム、電子絵本の市場を中心に、コンテンツを充実させて自社で顧客を獲得するためのプラットフォーム構築が重要となっております。

世界規模でモバイルマーケットへ進出

当社グループは、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、多くのデジタルコンテンツやノウハウを保有しております。今後、更に拡大する世界市場において、当社グループが保有するコンテンツやノウハウを如何に活用させるかが重要となっております。

Eコマース事業の拡大

Eコマース事業において、薬事法・景品表示法の改正や運用強化への対応として、具体的には、Web&店頭複合販売モデルや多ジャンル商品を低コストで展開できるサービスモデルへの再構築に取り組んでおりますが、これらの収益基盤の確立が重要となっております。

デジタルコンテンツ資産の有効活用

当社グループは、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、当社グループがライセンスを保有するオリジナルのあるデジタルコンテンツを創出してまいりました。当連結会計年度末現在、当社グループにおけるデジタルコンテンツ素材は約319,000点、CREPOS登録クリエイター数は約8,400名となっておりますが、この資産を如何に有効活用するかが、更なる売上高及び利益を確保するために重要となっております。

顧客満足度の向上

当社グループのカスタマーサポートは、会員一人一人のニーズを聞き、継続して利用してもらうための接点として、日々お客様のニーズを吸い上げております。その対応を一層充実、強化するため、当社グループではカスタマーサポート専任の部署と事業部の連携強化を進めておりますが、会員一人一人のニーズを当社グループ全体で解決し、一層の顧客満足度の向上を図っていく必要があります。

技術への対応

当社グループのモバイルコンテンツの大多数は、コンテンツ開発・サーバ保守を自社にて一貫して行っております。これまでも携帯電話サービスにおける新技術に先進的に対応してまいりましたが、スマートフォン市場の拡大等により、更なる技術への対応が求められており、一層の体制強化を図っていく必要があります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資家の判断に影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対処に努める方針であります。当社の株式に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は、当社の株式への投資に関連するリスクを全て網羅しているものではありませんので、この点をご留意ください。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 業界環境の変化について

当社グループの事業は、主にインターネットの技術を活用した事業展開を進めており、常に業界動向、技術革新、ユーザーニーズの変化等に対応する必要があると考えております。そのため、現在利用している技術やユーザーニーズに変化等が起こった場合、このような変化に対応するための追加的支出が必要になる可能性があります。また、著しい技術革新やユーザーニーズ等の変化が起こり、当社グループの対応スピードが競合他社と比較し遅れた場合、当社の事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定得意先への依存度が高いことについて

当社グループのモバイルコンテンツビジネスは、通信キャリアの公式サイトを通じて、携帯電話コンテンツ及び関連する分野にコンテンツを提供するビジネスとなっております。

通信キャリアの中でも特に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、NTTドコモ）への依存度が高く、当連結会計年度の同社への売上依存度は29.8%となっております。最終利用者はいくまでコンテンツを利用するユーザーであります。NTTドコモに不測の事態が発生した場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが提供するサイトが、通信キャリアの公式サイトから外された場合、有料サイトの会員数が減少する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定のサイトへの依存度が高いことについて

当社グループのモバイルコンテンツビジネスは、ユーザーからの課金収入によるものであるため、各サイトのユーザーの入会者数及び退会者数が業績の動向に影響を与えます。HTML形式メールの利用者が、当社グループの予想よりも拡大しなかった場合や、当社グループが提供するサイトを利用するユーザーの嗜好や関心を適切に把握できずに有料コンテンツの会員数が減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンテンツ制作におけるクリエイターへの依存について

当社グループは、コンテンツ制作において、社内制作だけでなく、クリエイターへの外注が大きな割合を占めております。このため多くのクリエイターが当社グループへの素材提供をやめ、あるいは制作物の仕上がり状態が期待するものに及ばないこと等で、有料コンテンツの会員獲得及び既存会員数が減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) モバイルコンテンツ事業への新規参入の可能性について

モバイルコンテンツビジネスは、通信キャリアの公式サイトに選ばれるか否かを除いては、参入障壁が低いビジネスモデルであり、ユーザーにコンテンツの品質等が認知され定着していくこと及び、特にモバイルコンテンツにおいては、先行して事業を行うことで先行者利益を得ること等が重要であると考えられます。しかしながら、新規参入者が多額の広告宣伝費を投下し参入してきた場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 新規コンテンツ及び新規事業の立ち上げについて

モバイルコンテンツビジネスにおいては、新たなサービスを複数提供していく予定ですが、全てのサービスがユーザーのニーズに応えられるか否かは不明であります。会員が増加せずに採算の合わないサービスが増えれば、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、モバイルコンテンツビジネスの他、当社グループではモバイルコンテンツビジネスで培った技術やノウハウを活かした新規事業を立ち上げることが必要であると認識しております。

そのため、新規事業への投資については、その市場性等について十分な検討を行った上で投資の意思決定をする予定ではあります。市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた投資回収を実現できない可能性があります。さらに、新規事業の立ち上げには、一時的に追加の人材採用、外注及び広告宣伝にかかる費用の発生、在庫及び設備投資等が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) Eコマース事業の運営に伴うリスクについて

Eコマース事業においては、当社グループが販売主体となって物販を行っております。このため、当社グループが販売した商品に、瑕疵または著作権の侵害等の問題が発生した場合、たとえ当社には法的責任が無い場合であっても、ブランドイメージの悪化等により当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 競合について

当社グループは、特色あるコンテンツやサービスの提供、最適なユーザビリティ、カスタマーサポートの充実等に取り組み、競争力の向上を図っております。しかしながら、当社グループと同様に、モバイルコンテンツ事業、各種受託事業、Eコマース事業等のサービスを提供している企業、特に新規参入企業との競争激化により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 著作権元について

当社グループの事業において、著作権元より著作権、著作隣接権等の使用許可を得ているものがあります。そのため、著作権元が著作権元自身で独自に同様の事業展開を行った場合や優良著作権を獲得できなかった等の場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システムトラブルの発生について

当社グループは、システムトラブルの発生を回避するために、Webサーバの負荷分散、DBサーバの冗長化、サーバリソース監視、定期バックアップの実施等の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めているものの、サービスを管理しているサーバや配信のためのシステムにおいて何らかのトラブルが発生することによりサービスの運営に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(11) モバイルコンテンツ事業における売上計上について

モバイルコンテンツ事業においては、発生基準に基づき、月末残存会員数から売上予測値を算定した金額を売上として計上しております。後日、各通信キャリアからの支払通知書の到着時点で売上予測値計上額と支払通知額との差異を集計し、入金額確定月に売上を調整しております。当連結会計年度における売上予測値計上額と支払通知額との差異は0.1%であります。今後このような差異が増加した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) モバイルコンテンツ事業における売掛金の回収について

モバイルコンテンツ事業における情報料の回収は、料金代行収納契約により委託した通信キャリア（情報料回収事業者）が行っております。このうち、NTTドコモ及びKDDI株式会社は、契約により、情報料回収事業者の責任に抛らず情報料を回収できない場合には、当社グループへ情報料の回収が不能であることを通知し、その時点で回収事業者の当社グループに対する情報料回収代行義務は免責されることとなっております。このため、モバイルコンテンツ事業に係る売掛債権に対して、過去の回収実績等から算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。当連結会計年度において上記のような未回収となった情報料は、回収対象額に対して1.4%であります。今後このような未回収額が増加した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(13) 自然災害、事故等のリスクについて

当社グループの開発拠点及びサーバ等の設備については、本社所在地である福岡市にあり、当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、開発業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障をきたす可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 個人情報の管理について

当社は、ユーザーの個人情報を取得しておりますが、当該情報に接することができる者を制限し、全社員と機密保持契約を結ぶ等、個人情報の管理には十分留意しております。

また、平成19年8月には、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）よりプライバシーマークの付与を受け、個人情報保護体制は整備されているものと考えておりますが、今後不測の事態により顧客情報の流出等の問題が発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 知的財産権の管理について

クリエイターは、契約において、他者（第三者）の知的財産権を侵害していないことを保証しており、当社グループが運営する事業全てにおいて二次利用が可能な内容となっておりますが、管理が十分でない場合に他者から権利侵害の損害賠償請求がおこる可能性もあり、その場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 法的規制について

当社グループの展開する各事業が属する業界においては、通信事業者等への規制及び、通信販売に関する法的規制の影響があり、今後の法整備の結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 投融資について

当社グループの展開する各事業は、特に環境の変化が激しい分野に属しております。当社グループとしては、事業領域と業容を拡大しながら、顧客の獲得及び技術獲得等のため、子会社の設立、合併・買収・資本参加等を視野に入れた展開が重要であると認識しております。これらの投融資を行う際にはその対象企業の財務内容や契約関連等について、詳細なデューデリジェンスを行うことによりリスクを極力回避することが必要と理解しております。

しかし、当該投融資が当社に与える影響を予測することは困難であります。結果的に当初計画利益の未達や投融資後に判明した未確認債務（偶発債務を含む）の発生等が生じる可能性があります。これらにより、当初の事業計画の遂行に支障が生じ、当社グループの事業展開への影響が生じるリスクや、投融資を十分に回収できないリスク等が当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(18) 資金調達について

当社グループでは、当連結会計年度において売上高の拡大及び新規施策への投資等を目的として、短期及び長期借入による資金調達を行っております。したがって、将来において金利が上昇した場合には、資金調達コストが上昇し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また資金調達においては、複数の金融機関と交渉を行い、最適なファイナンスを行っておりますが、突発的な内外環境の変化等により資金調達ができなかった場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、新規事業の着手が遅延する、事業の継続ができなくなる等、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 訴訟について

当社グループは、当連結会計年度において、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、システムダウンによるサービス停止、外部侵入等による個人情報の漏洩や知的財産権の侵害等、予期せぬトラブルが発生した場合、または取引先との関係に何かしらの問題が生じた場合等、これらに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合には、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社グループの財政状態及び経営成績並びに社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 移動体通信事業者との契約

契約会社名	相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
(株)アイフリーク	(株)NTTドコモ	iモード情報サービス提供者契約書	当社がNTTドコモにコンテンツを提供するための基本契約。	平成15年4月8日から平成16年3月31日まで。以降、1年毎に自動更新。
		iモード情報サービスに関する料金収納代行契約書	当社が提供するコンテンツの情報料を、NTTドコモが当社に代わって利用者より回収することを目的とする契約。	平成15年4月8日から平成16年3月31日まで。以降、1年毎に自動更新。
(株)アイフリーク	KDDI(株)	EZwebディレクトリ設定・登録サービス利用規約	当社がKDDIにコンテンツを提供するための規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能。
		まとめてau支払い利用規約	当社が提供するコンテンツの情報料を、KDDIが当社に代わって利用者より回収することを目的とする規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能。
(株)アイフリーク	ボーダフォン(株)(現ソフトバンクモバイル(株))	オフィシャルコンテンツ提供規約	当社がボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル)にコンテンツを提供するための規約。	契約の当事者間で90日以上前に相手方に書面で通知することにより解約可能。

6 【研究開発活動】

当連結会計年度において実施した研究開発活動はございません。

今後におきましては、引き続き当社の企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、また、新技術への対応を行ってまいります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、財政状態及び経営成績に関する以下の分析が行われております。

連結財務諸表の作成に際し、決算日における資産・負債の計上額及び決算期間における収益・費用の計上額に影響を与える見積り及び評価を行わなければなりません。経営陣は、債権及び繰延税金資産の回収可能性の見積り、減価償却費の見積り、減損損失の測定等に対して、継続して評価を行っております。経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な方法に基づき、見積り及び評価を行い、その結果は、資産・負債及び収益・費用の計上額についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

前事業年度は連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は前期の財務諸表の数値を使用しております。

(流動資産)

流動資産は、前事業年度末に比べて289,980千円(19.1%)減少し、1,228,303千円となりました。これは主として、売掛金の減少222,980千円によるものであります。

(固定資産)

固定資産は、前事業年度末に比べて57,569千円(12.7%)増加し、512,089千円となりました。これは主として、投資有価証券の増加52,338千円、のれんの増加44,953千円によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて232,411千円(11.8%)減少し、1,740,392千円となりました。

(流動負債)

流動負債は、前事業年度末に比べて101,896千円(23.6%)増加し、532,884千円となりました。これは主として、短期借入金の増加200,000千円があった一方で、未払法人税等の減少80,865千円があったことによるものであります。

(固定負債)

固定負債は、前事業年度末に比べて107,548千円(76.1%)増加し、248,867千円となりました。これは主として、長期借入金の増加110,026千円によるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べて209,444千円(36.6%)増加し、781,752千円となりました。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比べて441,856千円(31.5%)減少し、958,640千円となりました。これは主として、配当及び当期純損失の計上等により利益剰余金が455,294千円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績の分析

前事業年度は連結財務諸表を作成していないため、前事業年度の損益計算書と当連結会計年度の連結損益計算書との比較を行っております。

売上高

当連結会計年度の売上高は、前事業年度に比べて827,369千円(28.9%)減少し、2,033,112千円となりました。

モバイルコンテンツ事業におきましては、スマートフォンの出荷台数が従来のフィーチャーフォンのそれを超え、この先5年以内には全出荷台数の8割以上をスマートフォンが占めることが予想され、フィーチャーフォンのユーザーは減少傾向にあります。こうした中、スマートフォン市場における会員獲得のためにデコメ、ソーシャルゲーム及び電子書籍等のサービスを国内にとどまらずグローバルに展開するための基盤構築に向けた投資を積極的に行った結果、売上高は前事業年度に比べて526,921千円(29.9%)減少し、1,234,951千円となりました。

Eコマース事業におきましては、薬事法、景品表示法の改正及び規制強化の影響から商品ラインナップの変更とともに各サービスの再構築を実施いたしました。当該事業を取り巻く環境は依然厳しく推移いたしました。その結果、売上高は前事業年度に比べて300,447千円(27.3%)減少し、798,160千円となりました。

売上原価

当連結会計年度の売上原価は、前事業年度に比べて153,439千円（10.6%）減少し、1,291,513千円となりました。

モバイルコンテンツ事業におきましては、フィーチャーフォンからスマートフォン市場への加速度的移行に対応して組織及び生産体制の見直しを行い投資した結果、売上原価は前事業年度に比べて17,115千円（3.1%）増加し、573,348千円となりました。

Eコマース事業におきましては、Eコマース市場は依然拡大傾向にあるものの、美容・健康商材を扱う事業者は薬事法、景品表示法の規制強化を受けて商品構成の見直しが急務となりました。当社グループにおきましても、規制強化への対応として商品ラインナップの見直しを実施した結果、売上原価は前事業年度に比べて170,554千円（19.2%）減少し、718,164千円となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、主として広告宣伝効果を検証し、効率的な宣伝活動に努めるなど経費削減に努めてまいりましたが、グローバル展開に係る労働面、法制面等の現地調査費用等の支出が増加し、前事業年度に比べて7,175千円（0.6%）増加し、1,116,535千円、営業損失は374,935千円（前事業年度は営業利益306,169千円）となりました。

営業外収益、営業外費用及び経常利益

営業外収益は、前事業年度に比べて4,106千円（21.0%）減少し、15,476千円となりました。これは主として、有価証券利息2,118千円の減少によるものであります。また、営業外費用は、前事業年度に比べて3,132千円（90.8%）増加し、6,582千円となりました。これは主として、新株予約権発行費1,900千円の計上によるものであります。

この結果、経常損失は366,042千円（前事業年度は経常利益322,302千円）となりました。

特別利益、特別損失及び法人税等並びに当期純利益

特別損失は、前事業年度に比べて90,550千円（90.7%）減少し、9,268千円となりました。これは主として、前事業年度においてEコマース事業の収益性悪化に伴い固定資産及びのれんの減損損失94,022千円を計上したことによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純損失は375,310千円（前事業年度は税引前当期純利益223,543千円）、税効果会計適用後の法人税等の負担額は前事業年度に比べて39,650千円（55.4%）減少し、31,914千円、当期純損失は407,225千円（前事業年度は当期純利益151,978千円）となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額（ソフトウェア等無形固定資産への投資を含む）は118,732千円となりました。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) モバイルコンテンツ事業

当連結会計年度の主な設備投資は、スマートフォン対応を主とした自社ソフトウェア開発費用を中心として、総額97,634千円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(2) Eコマース事業

当連結会計年度の主な設備投資は、自社ソフトウェア開発費用を中心として、総額19,942千円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、社内インフラの整備等を目的として総額1,155千円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成24年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	合計	
本社 (福岡市中央区)	全社共通 モバイルコンテ ンツ事業	本社事務所 開発拠点	12,712	9,269	144,046	166,028	49[17]
東京支店 (東京都港区)	モバイルコンテ ンツ事業	東京支店 事務所 営業拠点	1,122	3,335	993	5,452	31[18]
東京支店 (東京都品川区)	Eコマース事業	東京支店 事務所 営業拠点	2,467	788	21,555	24,811	18[1]
合計			16,302	13,393	166,596	196,291	98[20]

(注) 1 帳簿価額には、ソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 現在休止中の設備はありません。

4 従業員数の[]は、臨時従業員数であり、平均人員を外数で記載しております。

5 上記の他、主要な設備のうち賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	種類	賃借料(千円)
本社(福岡市中央区)	全社共通 モバイルコンテンツ事業	本社事務所 開発拠点	建物	20,292
東京支店(東京都渋谷区)	モバイルコンテンツ事業	東京支店事務所 営業拠点	建物	38,076
東京支店(東京都港区)	モバイルコンテンツ事業	東京支店事務所 営業拠点	建物	4,278
東京支店(東京都品川区)	Eコマース事業	営業拠点	建物	2,542

(2) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備投資については、業界の動向や投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

平成24年3月31日現在、当社グループでは今後の事業拡大に向けて、以下のような設備の増強を計画しております。

事業所名 (所在地)	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社 本社	福岡市 中央区	全社共通	インフラ増強 及びソフトウ エア等	29,100	-	自己資金 及び借入 金	平成25年 3月	平成25年 3月	-
当社 東京支店	東京都 港区	モバイル コンテン ツ事業	事業用サーバ 及びソフトウ エア等	64,989	-	自己資金 及び借入 金	平成24年 4月	平成25年 3月	-
当社 東京支店	東京都 品川区	Eコマー ス事業	ソフトウエア 等	1,240	-	自己資金 及び借入 金	平成24年 4月	平成24年 6月	-
I-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LED.	シンガ ポール共 和国	モバイル コンテン ツ事業	事業用サーバ 及びソフトウ エア等	14,531	-	自己資金 及び借入 金	平成24年 6月	平成25年 3月	-

(注) 1 完成後の増加能力については、算定が困難であるため記載しておりません。

2 所在地は、事業所の所在地を記載しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	363,360
計	363,360

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成24年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	91,452	101,730	大阪証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	単元株制度を採用して おりません。
計	91,452	101,730	-	-

(注) 1 提出日現在発行数には、平成24年6月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当社は、平成23年10月3日付で大阪証券取引所JASDAQ(グロース)から大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)へ市場区分を変更しております。

(2)【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割(1:2)及び平成23年2月9日の株式分割(1:4)の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

平成13年改正旧商法に基づく新株予約権

第1回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年3月31日	提出日の前月末現在 平成24年5月31日
新株予約権の数(個)	39	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	312	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,363(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,363 資本組入額 682	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額1,363円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第2回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年3月31日	提出日の前月末現在 平成24年5月31日
新株予約権の数（個）	1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,363（注）1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年2月3日 至 平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,363 資本組入額 682	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額1,363円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

・ a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで（小数点1位以下は切り上げ）。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

・ a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第3回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年3月31日	提出日の前月末現在 平成24年5月31日
新株予約権の数（個）	12	11
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	96	88
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,363（注）1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年2月1日 至 平成28年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,363 資本組入額 682	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額1,363円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

会社法に基づく新株予約権

第5回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年3月31日	提出日の前月末現在 平成24年5月31日
新株予約権の数(個)	17	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	136	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,875(注)1	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,875 資本組入額 4,438	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額8,875円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した

数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

第6回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年3月31日	提出日の前月末現在 平成24年5月31日
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,549(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,549 資本組入額 9,775	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

- 2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額19,549円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年3月31日	提出日の前月末現在 平成24年5月31日
新株予約権の数(個)	74	72
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	296(注)1	288
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,549(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年7月26日 至平成24年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,549 資本組入額 9,775	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額19,549円(以下「行使価額」という。)に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

3 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

5 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ト 新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
以下に準じて決定する。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年3月31日	提出日の前月末現在 平成24年5月31日
新株予約権の数（個）	5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	19,549（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月26日 至 平成24年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 19,549 資本組入額 9,775	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額19,549円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 3 本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

- 4 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- 5 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

以下に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年3月31日	提出日の前月末現在 平成24年5月31日
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年7月28日 至平成26年7月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1 当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

また、上記のほか、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数の調整を行う。

2 1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。

3 「資本組入額」には、株式の発行価格1円に0.5を乗じた額(円未満切り上げ)を記載しております。株式の発行価格に1株当たりの新株予約権の帳簿価額13,124円を加算した資本組入額は6,563円となります。

4 本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の行使可能期間に当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれか遅い方の地位を喪失しても行使可能期間に限って権利行使ができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

本新株予約権については、新株予約権者が有している全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

この他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、本新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。

二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に再編成対象会社の新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に準じて組織再編成行為にかかる契約書又は計画において決定する。

チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

第10回新株予約権

	事業年度末現在 平成24年 3月31日	提出日の前月末現在 平成24年 5月31日
新株予約権の数（個）	200	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,000（注）1	65
新株予約権の行使時の払込金額（円）	14,000（注）2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年 2月21日 至 平成26年 2月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 14,000 資本組入額 7,000（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	-	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。また、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

2 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、14,000円とする。

3 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

- 5 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権を行使することのできる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日(注1)	8	22,718	51	458,028	51	448,028
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日(注1)	22	22,740	59	458,088	59	448,088
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日(注1)	22	22,762	120	458,208	120	448,208
平成22年4月1日～ 平成23年2月8日(注1)	71	22,833	972	459,180	972	449,180
平成23年2月9日(注2)	68,499	91,332	-	459,180	-	449,180
平成23年2月9日～ 平成23年3月31日(注1)	16	91,348	10	459,191	10	449,191
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日(注1)	104	91,452	191	459,382	191	449,382

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

2 株式分割

平成23年2月9日付をもって、所有株式1株を4株に分割いたしました。

3 平成24年4月1日から平成24年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が10,278株、資本金及び資本準備金がそれぞれ72,538千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数(人)	-	3	14	20	9	1	2,319	2,366
所有株式数(株)	-	3,656	4,769	11,606	1,026	1	70,394	91,452
所有株式数の割合 (%)	-	4.0	5.2	12.7	1.1	0.0	77.0	100.0

(注) 自己株式2,668株は、「個人その他」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
永田 万里子	東京都渋谷区	25,233	27.59
株式会社エムワイエヌ	東京都渋谷区恵比寿西1丁目32番26号	10,250	11.21
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4番6号	3,445	3.77
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番3号	2,746	3.00
R I P 1号R & D投資組合	東京都中央区銀座8丁目4番17号	2,400	2.62
高木 勝	福岡県福岡市中央区	1,920	2.10
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂8丁目10番24号	1,121	1.23
今 秀信	奈良県奈良市	750	0.82
是枝 利雄	東京都大田区	481	0.53
堀 伸子	熊本県熊本市	480	0.52
山内 征宏	東京都品川区	480	0.52
計	-	49,306	53.91

(注) 上記のほか当社所有の自己株式2,668株(2.91%)があります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,668	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 88,784	88,784	-
発行済株式総数	91,452	-	-
総株主の議決権	-	88,784	-

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社アイフリーク	福岡県福岡市中央区薬院 1丁目1番1号	2,668	-	2,668	2.91
計	-	2,668	-	2,668	2.91

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次のとおりであります。

ストックオプションの名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議	臨時株主総会決議	臨時株主総会決議	臨時株主総会決議	臨時株主総会決議
決議年月日	平成18年1月31日	平成18年1月31日	平成18年1月31日	平成18年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員21名 (注)2	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員10名 (注)3	当社従業員19名 (注)4	当社取締役5名 (注)5
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)1	(注)1	(注)1	(注)1
株式の数(株)	同上	同上	同上	同上

新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-	-	-

ストックオプションの名称	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
決議	定時株主総会決議 及び取締役会決議	定時株主総会決議 及び取締役会決議	定時株主総会決議 及び取締役会決議	定時株主総会決議 及び取締役会決議
決議年月日	平成20年6月26日	平成20年6月26日	平成20年6月26日	平成21年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 (注) 6	当社従業員 31名 (注) 7	当社従業員 1名	当社取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
株式の数(株)	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1

(注) 1 新株予約権の内容については、「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 付与対象者の権利放棄、退職による権利の喪失、従業員の取締役就任、取締役の退任及び権利行使により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員 8 名となっております。

3 退職による権利の喪失、従業員の取締役就任、取締役の退任及び権利行使により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員 1 名となっております。

- 4 退職による権利の喪失、従業員の取締役就任、取締役の退任及び権利行使により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員5名となっております。
- 5 取締役の退任及び退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員3名となっております。
- 6 取締役の退任により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役3名及び従業員2名、合計5名となっております。
- 7 退職による権利の喪失及び権利行使により、本書提出日の前月末現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員15名となっております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)	1,300	15,074	2,665	30,903
保有自己株式数	2,668	-	3	-

(注) 新株予約権の権利行使によるものであります。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、事業の継続的成長に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々の方社の経営成績及び財政状態、それらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

当期の利益剰余金の処分につきましては、平成23年9月期の株主の皆様には250円の間配当を行いました。当期末においては、更なる成長を実現していくことを優先し、将来の事業拡大等に向けた投資や支出の機動性及び柔軟性を高めるべく、引き続き内部留保の拡充を重視しながら、同時に株主の皆様への安定した利益還元を行うことを目的として、1株当たり150円の間配当を実施いたしました。

次期以降の剰余金の配当については現時点では未定であります。上記の基本方針に従い、株主の皆様に対する適切な利益還元策を都度検討してまいります。

内部留保金の使途につきましては、安定的な事業基盤の構築と今後の事業展開への備えとしております。

当社は、間配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。間配当の決定機関は、株主総会であります。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)
平成23年11月11日 取締役会	21,855	250
平成24年6月26日 定時株主総会	13,317	150

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	795,000	139,000	70,500	166,000 38,400	31,400
最低(円)	88,900	22,510	27,700	42,600 14,000	9,730

(注) 1 株価は、平成23年10月3日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成22年10月12日より平成23年10月2日までは大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット-「ヘラクレス」におけるものであります。

2 平成23年2月9日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。なお、印は、株式分割による権利落後の株価であります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	13,850	13,170	16,000	13,700	13,800	23,750
最低(円)	11,530	9,730	10,510	10,810	11,400	11,900

(注) 株価は、平成23年10月3日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成23年10月2日までは大阪証券取引所JASDAQ(グロース)におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 会長	-	永田 万里子	昭和33年6月10日	昭和56年4月 昭和60年12月 平成12年6月 平成13年12月 平成22年6月 平成23年5月 平成23年6月	日本信販(株)入社 (株)フジサンケイリビングサービス 入社 (有)アイフリーク(現(株)アイフリーク)設立 代表取締役就任 (有)アイフリークを株式会社組織変更 代表取締役社長就任 当社代表取締役会長就任 I-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD.取締役就任(現任) 当社取締役会長就任(現任)	(注)3	25,233
代表取締役 社長	-	伊藤 幸司	昭和45年10月3日	平成6年4月 平成13年3月 平成16年10月 平成19年12月 平成20年6月 平成22年6月 平成23年5月	伊藤忠商事(株)入社 ブロードバンドゲートウェイ(株)設立 取締役就任 (株)フラクタリスト 入社 取締役就任 (株)アイフリーク 入社 当社取締役就任 当社代表取締役社長就任(現任) I-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD.取締役就任(現任)	(注)3	197
取締役	-	橋本 裕	昭和48年1月19日	平成7年4月 平成13年10月 平成19年9月 平成20年4月 平成20年6月	(株)建設技術研究所 入社 監査法人トーマツ 入所 (株)アイフリーク 入社 当社社長室長就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役	-	谷内 進	昭和39年3月8日	昭和62年4月 平成4年7月 平成14年1月 平成15年2月 平成17年11月 平成18年12月 平成22年1月 平成22年12月 平成23年6月	住友生命保険相互会社 入社 (株)三和総合研究所 入社 (株)コーポレートディレクション 入社 (株)インフォプラント 入社 グローバル・ブレイン(株) 入社 (株)ツタヤオンライン 入社 (株)イノベティブプラットフォーム 設立 代表取締役就任(現任) ビートレンド(株) 取締役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	-	光安 直樹	昭和33年3月2日	昭和55年4月 平成9年10月 平成13年4月 平成17年6月 平成17年11月	日本ラヂエータ(株) 入社 会計士補登録 監査法人トーマツ公開 業務部勤務 公認会計士登録 (株)トランスジェニック 補欠監査役 選任 当社監査役就任(現任)	(注)4	64
監査役	-	吉原 洋	昭和49年10月6日	平成12年4月 平成16年4月 平成18年3月	弁護士登録 福岡セントラル法律事務所入所 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
監査役	-	鴫崎 俊也	昭和34年3月20日	昭和57年4月 平成元年1月 平成2年9月 平成11年12月 平成21年6月	富士通流通システムエンジニアリング (株) 入社 日本タンデムコンピュータ(株) 入社 中央クーパース・アンド・ライブラ ンドコンサルティング(株) 入社 A & F アウトソーシング(株) 代表取 締役就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	28
計							25,522

- (注) 1 取締役谷内進は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役光安直樹、吉原洋及び鴫崎俊也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 取締役永田万里子、伊藤幸司、橋本裕及び谷内進の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役光安直樹及び吉原洋の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
監査役鴫崎俊也の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 5 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業グループの業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。
執行役員は4名で、Picvo事業部長 平田全広、B2B事業部長 安田俊広、プロダクツ&セールスグループ長 山内征宏、管理グループ長 猪俣英夫で構成されております。
- 6 当社は、法令に定める取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
安田 俊広	昭和45年7月29日	平成5年4月 シャープ(株) 入社 平成14年4月 (株)セルシス 入社 平成20年1月 (株)アイフリーク 入社 平成21年4月 当社執行役員就任(現任) 平成21年4月 当社ファクトリーグループ長就任 平成23年4月 当社プラットフォームグループ長就任 平成24年4月 当社B2B事業部長就任(現任)	(注)	-

(注) 補欠取締役の任期は、就任した時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

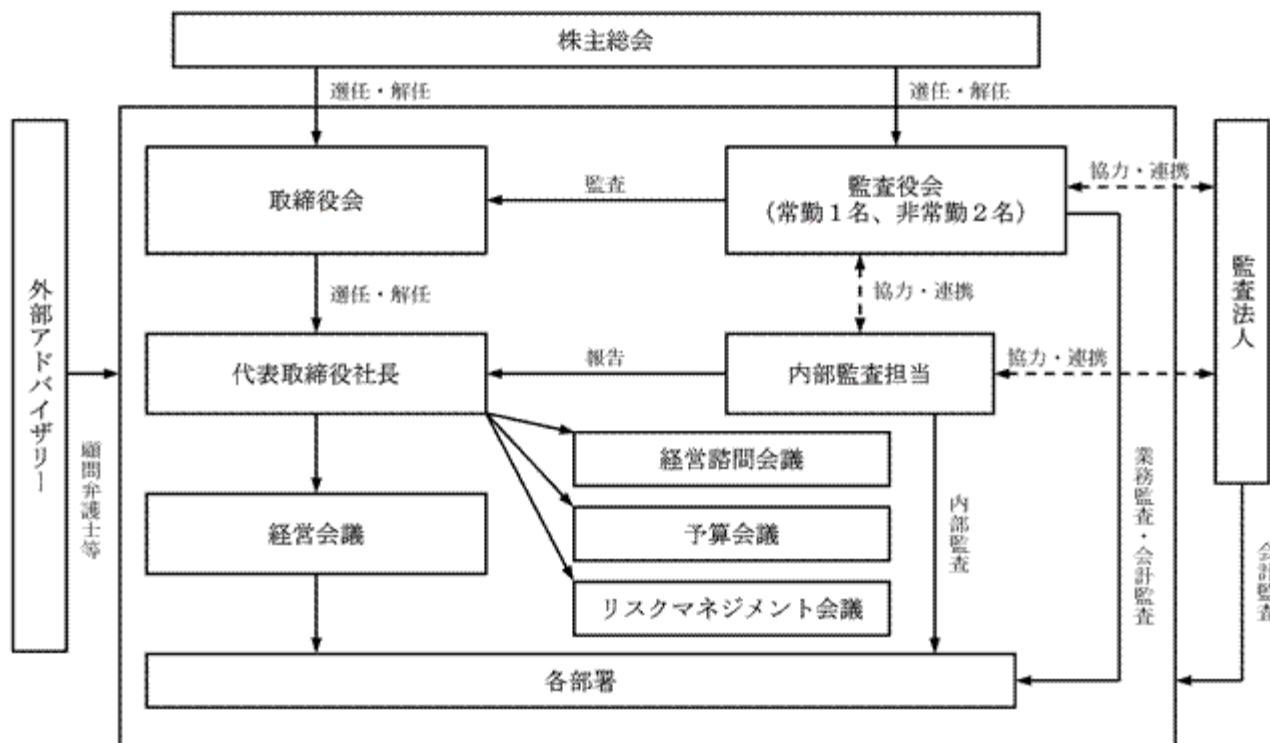
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性の向上とコンプライアンスを重視した経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付けた上で、組織改革を継続的に実施しております。また、当社は、企業倫理の徹底を経営方針に掲げており、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じております。

当社では、経営責任を明確にする組織体制の構築と、経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当事業年度末現在における当社の経営の意思決定、業務執行、監視、内部統制に係る経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次の図のとおりとなっております。



(イ) コーポレート・ガバナンス体制及び内部統制の仕組み

内部統制につきましては、各規程の整備や業務分掌を基本とした有効な内部牽制制度の構築に努めるとともに、情報セキュリティ部門が所管し、監査計画をもとに内部監査を行っております。情報セキュリティ部門の内部監査は、社長の承認により別に指名された者が行っております。

内部監査は定期監査に加え、必要に応じて臨時監査を実施する体制をとっており、会社の戦略的な意思決定が社員の業務活動に適正かつ効率的に反映されているか等を監査しております。

(ロ) 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役谷内進は、会社法第2条15号に定める社外取締役の要件を満たしております。谷内進と当社との間に人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役光安直樹、吉原洋及び鴛崎俊也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。社外監査役光安直樹、吉原洋及び鴛崎俊也と当社との間に人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社と社外取締役谷内進が代表取締役を務める株式会社イノベティブプラットフォームの間には利益相反の取引がありましたが、当該取引関係については平成23年5月31日をもって契約を終了しております。

(ハ) 会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当社では、コンプライアンスの強化を推し進めるために、管理体制の強化を行ってまいりました。取締役及び各グループ長で構成される経営会議にて法令遵守についての確認を行い、各グループ長がグループ内に周知徹底を図り、また、Eラーニングを活用して全社へのコンプライアンス教育を実施するなど、法令遵守に対する意識向上及び状況の把握に努めてまいりました。具体的には、内部統制報告制度への対応や規程の新規導入及び改善を実施いたしました。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は、取締役会やその他重要会議に出席する他、決算報告や内部統制システムの見直し等をはじめとする取締役会の議案・審議を通じて、直接的または間接的に内部統制部門から報告を受け、実効性のある経営全般の監督・監視を行っております。社外取締役の選任にあたっては、会社経営での目線、専門分野で長く活躍してきた経験を有する者を選任しております。

当社の社外監査役は、取締役会における取締役相互の牽制と、監査役の実効的な監査の実施により、経営監視面で有効に機能する体制が整っているものと考えております。また、外部的視点からの経営監視機能においては、社外監査役が客観的な立場でその役割を全うすることにより機能を果たしております。社外監査役の選任にあたっては、当社の経営につき適切に監督、監査できる豊富な業務知識と経験を有するものを選任しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応しております。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

役員報酬の内容

(イ) 当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	支給人数	報酬の種類(千円)		報酬の総額 (千円)
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役	4名	67,227	1,749	68,977
(内社外取締役)	(1名)	(6,500)	(-)	(6,500)
監査役	3名	12,399	-	12,399
(内社外監査役)	(3名)	(12,399)	(-)	(12,399)
計	7名	79,627	1,749	81,377

(注) 取締役の支給額には、子会社からの支給額2,624千円は含まれておりません。

(ロ) 役員報酬等の決定方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり決定しております。

a. 取締役

取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を鑑み、取締役の職位及び職責を勘案の上、代表取締役が素案を作成し取締役の同意を得て決定しております。

b. 監査役

監査役の報酬は、監査役会での協議により決定しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当事業年度において、内部監査については内部監査部門3名により、業務監査を中心に、当社全部門を対象として監査を実施しております。

監査役は、取締役会、経営会議といった重要会議への出席等を通じ取締役の業務執行に関わる監視、監督機能を果たすとともに、内部監査部門及び会計監査人とも適宜連携をとり効果的な監査業務を遂行しております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、会社法・金融商品取引法に基づく四半期・期末監査のほか、期中においても適宜監査を受けております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係については、年度監査計画策定時の意見交換、四半期・年度監査及び業務監査に関する報告等並びに関連部署が各種資料の提供・説明等を適時実施することで、適正な監査意見形成のための実効的な連携に努めております。

当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

(イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

筆野 力 (有限責任 あずさ監査法人) (継続監査年数 8年)

轟 芳英 (有限責任 あずさ監査法人) (継続監査年数 3年)

植木 豊 (有限責任 あずさ監査法人) (継続監査年数 1年)

(注) 平成16年4月1日より適用されている公認会計士法第34条の11の3に定める業務執行社員のローテーション制度に基づく継続監査年数は、筆野力氏が7年、轟芳英氏が3年、植木豊氏が1年であります。

(ロ) 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 3名

その他 2名

(注) その他は、公認会計士試験合格者等であります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役吉原洋及び鶴崎俊也との間において、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びこの選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的とし、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	-	20,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	24,000	-	20,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、各種団体の主催するセミナーに参加する等積極的な情報収集活動に努め、会計基準、適用指針、実務対応報告等に関する情報の入手を行っております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	710,359
売掛金	342,253
有価証券	85,716
商品	45,736
仕掛品	1,867
原材料	3,103
その他	55,938
貸倒引当金	16,670
流動資産合計	1,228,303
固定資産	
有形固定資産	
建物	26,125
減価償却累計額	9,823
建物(純額)	16,302
工具、器具及び備品	125,454
減価償却累計額	112,061
工具、器具及び備品(純額)	13,393
有形固定資産合計	29,695
無形固定資産	
のれん	44,953
ソフトウェア	166,596
その他	10,763
無形固定資産合計	222,312
投資その他の資産	
投資有価証券	187,553
その他	72,527
投資その他の資産合計	260,081
固定資産合計	512,089
資産合計	1,740,392

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	69,460
短期借入金	200,000
1年内返済予定の長期借入金	160,130
未払金	59,133
未払費用	26,328
未払法人税等	1,234
ポイント引当金	4,247
その他	12,349
流動負債合計	532,884
固定負債	
長期借入金	240,839
繰延税金負債	1,475
資産除去債務	6,553
固定負債合計	248,867
負債合計	781,752
純資産の部	
株主資本	
資本金	459,382
資本剰余金	452,663
利益剰余金	71,797
自己株式	30,937
株主資本合計	952,905
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	8,675
為替換算調整勘定	931
その他の包括利益累計額合計	9,607
新株予約権	15,342
純資産合計	958,640
負債純資産合計	1,740,392

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	2,033,112
売上原価	1,291,513 ¹
売上総利益	741,599
販売費及び一般管理費	1,116,535 ²
営業損失()	374,935
営業外収益	
受取利息	6,918
受取配当金	5,260
その他	3,297
営業外収益合計	15,476
営業外費用	
支払利息	3,822
新株予約権発行費	1,900
その他	859
営業外費用合計	6,582
経常損失()	366,042
特別損失	
固定資産売却損	234 ³
固定資産除却損	1,279 ⁴
特別退職金	1,905
事務所移転費用	5,349 ⁵
その他	500
特別損失合計	9,268
税金等調整前当期純損失()	375,310
法人税、住民税及び事業税	923
法人税等調整額	30,991
法人税等合計	31,914
少数株主損益調整前当期純損失()	407,225
当期純損失()	407,225

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純損失 ()		407,225
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金		7,280
為替換算調整勘定		931
その他の包括利益合計	1, 2	8,211
包括利益		415,437
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		415,437

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		459,191
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		191
当期変動額合計		191
当期末残高		459,382
資本剰余金		
当期首残高		449,191
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		191
自己株式の処分		3,280
当期変動額合計		3,471
当期末残高		452,663
利益剰余金		
当期首残高		527,092
当期変動額		
剰余金の配当		48,069
当期純損失（ ）		407,225
当期変動額合計		455,294
当期末残高		71,797
自己株式		
当期首残高		46,012
当期変動額		
自己株式の処分		15,074
当期変動額合計		15,074
当期末残高		30,937
株主資本合計		
当期首残高		1,389,463
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		382
剰余金の配当		48,069
当期純損失（ ）		407,225
自己株式の処分		18,355
当期変動額合計		436,557
当期末残高		952,905

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,395
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,280
当期変動額合計	7,280
当期末残高	8,675
為替換算調整勘定	
当期首残高	-
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	931
当期変動額合計	931
当期末残高	931
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,395
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8,211
当期変動額合計	8,211
当期末残高	9,607
新株予約権	
当期首残高	12,429
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,912
当期変動額合計	2,912
当期末残高	15,342
純資産合計	
当期首残高	1,400,496
当期変動額	
新株の発行（新株予約権の行使）	382
剰余金の配当	48,069
当期純損失（ ）	407,225
自己株式の処分	18,355
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,298
当期変動額合計	441,856
当期末残高	958,640

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失()	375,310
減価償却費	117,161
のれん償却額	18,688
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,460
売上債権の増減額(は増加)	222,980
たな卸資産の増減額(は増加)	54,075
仕入債務の増減額(は減少)	9,844
未払金の増減額(は減少)	31,942
その他	48,986
小計	54,638
法人税等の支払額	79,402
営業活動によるキャッシュ・フロー	134,040
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	263,192
有価証券の償還による収入	310,000
有形固定資産の取得による支出	19,348
無形固定資産の取得による支出	101,080
投資有価証券の取得による支出	71,573
事業譲受による支出	68,921
その他	46,445
投資活動によるキャッシュ・フロー	167,670
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	198,445
長期借入れによる収入	300,000
長期借入金の返済による支出	151,068
自己株式の処分による収入	18,207
配当金の支払額	47,427
その他	5,485
財務活動によるキャッシュ・フロー	312,670
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,813
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,146
現金及び現金同等物の期首残高	723,250
現金及び現金同等物の期末残高	730,397

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 1社
 - イ 主要な連結子会社の名称
I-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD.
当連結会計年度において、I-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD. を設立したため、連結の範囲に含めておりません。
 - (2) 主要な非連結子会社の名称
I-FREEK UK LIMITED
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用会社の数 - 社
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称
I-FREEK UK LIMITED
(持分法の適用の範囲から除いた理由)
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ 有価証券
 - (イ) 満期保有目的の債券
償却原価法（利息法）を採用しております。
 - (ロ) その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。
 - ロ たな卸資産
 - (イ) 商品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - (ロ) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - (ハ) 原材料
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	4～8年
 - ロ 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれるポイントに対し見積額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、3年間で均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

【会計上の見積りの変更】

(耐用年数の変更)

旧東京支店が保有していた建物附属設備及び備品は、従来、耐用年数を5～15年として減価償却を行ってまいりましたが、当連結会計年度において、東京支店の移転を行ったため、耐用年数を移転月までの期間に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上総利益は12,400千円減少し、営業損失及び経常損失はそれぞれ23,525千円増加しておりますが、税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	0千円

(連結損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
売上原価	26,985千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
広告宣伝費	119,018千円
支払手数料	120,650
給料及び手当	303,072
貸倒損失	8,214
貸倒引当金繰入額	1,199

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
工具、器具及び備品	234千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
ソフトウェア	1,279千円

5 事務所移転費用の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
原状回復費	2,207千円
その他	3,141
計	5,349

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	6,027千円	
組替調整額	306	6,334千円
為替換算調整勘定		
当期発生額	931	931
税効果調整前合計		7,265
税効果額		945
その他の包括利益合計		8,211

2 その他の包括利益に係る税効果額

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	6,334千円	945千円	7,280千円
為替換算調整勘定	931	-	931
その他の包括利益合計	7,265	945	8,211

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	91,348	104	-	91,452
合計	91,348	104	-	91,452
自己株式				
普通株式(株)	3,968	-	1,300	2,668
合計	3,968	-	1,300	2,668

(注) 1 普通株式の発行済株式数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。

2 普通株式の自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	13,790
	第10回新株予約権	普通株式	-	14,300	1,300	13,000	1,551
	合計	-	-	14,300	1,300	13,000	15,342

(注) 第10回新株予約権の増加及び減少は、新株予約権の発行及び権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	26,214	300	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	21,855	250	平成23年9月30日	平成23年12月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	13,317	利益剰余金	150	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	710,359千円
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資(有価証券)	20,038
現金及び現金同等物	730,397

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

会社の事業内容に照らして重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	34,964千円
1年超	46,788
合計	81,752

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として債券であり、定期的に発行会社の財政状態等を把握しております。

借入金の用途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、金利の変動リスクを回避するため固定金利により調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、定期的に発行体の財務状況等を把握し、信用リスクの軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各グループからの報告に基づき管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2をご参照下さい。）

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	710,359	710,359	-
(2) 売掛金	342,253	342,253	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	273,269	273,269	-
資産計	1,325,882	1,325,882	-
(1) 買掛金	69,460	69,460	-
(2) 短期借入金	200,000	200,000	-
(3) 未払金	59,133	59,133	-
(4) 長期借入金()	400,969	396,775	4,193
負債計	729,563	725,370	4,193

() 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券及びマネー・マネジメント・ファンドは取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託は公表されている基準価格によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金及び(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

- 2 敷金及び保証金（連結貸借対照表計上額72,027千円）は、本社オフィス及び東京オフィスの不動産賃貸借契約等に係るものであり、償還期間を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。
- 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）
現金及び預金	710,359	-
売掛金	342,253	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの（債券）	-	16,881
合計	1,052,612	16,881

- 4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額については、借入金等明細表に記載しております。

(有価証券関係)

当連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表日における連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
債券	16,881	19,664	2,782
その他	157,834	163,727	5,893
小計	174,716	183,391	8,675
合計	174,716	183,391	8,675

(デリバティブ取引関係)

当連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、「(有価証券関係) 2. その他有価証券」に含めて記載しております。

(退職給付関係)

当連結会計年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
販売費及び一般管理費(給料及び手当)	1,601千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

Stock・オプションの数につきましては、株式数に換算して記載しております。なお、平成18年11月7日付で普通株式1株に対し普通株式2株及び平成23年2月9日付で普通株式1株に対し普通株式4株の割合で株式分割を行ったため、分割後の株式数、権利行使価格及び公正な評価単価を記載しております。

(1) Stock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
株主総会決議年月日	平成18年1月31日	平成18年1月31日	平成18年1月31日	平成18年8月31日
取締役会決議年月日	平成18年2月2日	平成18年2月2日	平成18年6月30日	平成18年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役1名、 従業員21名	当社の監査役1名、 従業員10名	当社の従業員19名	当社の取締役5名
株式の種類及び付与数	普通株式 776株	普通株式 312株	普通株式 376株	普通株式 376株
付与日	平成18年2月3日	平成18年2月3日	平成18年6月30日	平成18年8月31日
権利確定条件	付与日(平成18年2月3日)から権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。	(注)1	付与日(平成18年6月30日)から権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成18年8月31日)から権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年2月3日～平成21年3月19日	上記付与日から権利確定日の期間	平成18年6月30日～平成21年3月19日	平成18年8月31日～平成21年3月19日
権利行使期間	権利確定後から平成28年1月31日まで	権利確定後から平成28年1月31日まで	権利確定後から平成28年1月31日まで	権利確定後から平成28年8月31日まで

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権	第9回新株予約権
株主総会決議年月日	平成20年6月26日	平成20年6月26日	平成20年6月26日	平成21年6月25日
取締役会決議年月日	平成20年7月24日	平成20年7月24日	平成20年7月24日	平成21年7月22日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役5名	当社の従業員31名	当社の従業員1名	当社の取締役3名
株式の種類及び付与数	普通株式 800株	普通株式 452株	普通株式 20株	普通株式 400株
付与日	平成20年7月25日	平成20年7月25日	平成20年7月25日	平成21年7月27日
権利確定条件	付与日(平成20年7月25日)から権利確定日(平成22年7月25日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年7月25日)から権利確定日(平成22年7月25日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成20年7月25日)から権利確定日(平成22年7月25日)まで継続して勤務していること。	付与日(平成21年7月27日)から権利確定日(平成24年7月27日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成20年7月25日～平成22年7月25日	平成20年7月25日～平成22年7月25日	平成20年7月25日～平成22年7月25日	平成21年7月27日～平成24年7月27日
権利行使期間	権利確定後から平成24年7月25日まで	権利確定後から平成24年7月25日まで	権利確定後から平成24年7月25日まで	権利確定後から平成26年7月27日まで

(注)1 割当を受けた新株予約権数の2分の1までについては、付与日(平成18年2月3日)以降、権利確定日(平成19年9月19日)まで継続して勤務していること。また、割当を受けた新株予約権数のすべてについては、付与日(平成18年2月3日)以降、権利確定日(平成21年3月19日)まで継続して勤務していること。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株 予約権	第2回 新株 予約権	第3回 新株 予約権	第5回 新株 予約権	第6回 新株 予約権	第7回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権
取締役会決議年月日	平成18年 2月2日	平成18年 2月2日	平成18年 6月30日	平成18年 8月31日	平成20年 7月24日	平成20年 7月24日	平成20年 7月24日	平成21年 7月22日
権利確定前（株）								
前連結会計年度末	-	-	-	-	-	-	-	400
付与	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-	-	-	400
権利確定後（株）								
前連結会計年度末	312	80	128	136	800	316	20	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	72	32	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	20	-	-
未行使残	312	8	96	136	800	296	20	-

単価情報

	第1回 新株 予約権	第2回 新株 予約権	第3回 新株 予約権	第5回 新株 予約権	第6回 新株 予約権	第7回 新株 予約権	第8回 新株 予約権	第9回 新株 予約権
取締役会決議年月日	平成18年 2月2日	平成18年 2月2日	平成18年 6月30日	平成18年 8月31日	平成20年 7月24日	平成20年 7月24日	平成20年 7月24日	平成21年 7月22日
権利行使価格 （円）	1,363	1,363	1,363	8,875	19,549	19,549	19,549	1
行使時平均株価 （円）	-	15,247	12,965	-	-	-	-	-
付与日における公 正な評価単価 （円）	-	-	-	-	7,399	7,399	7,399	13,125

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度中に付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用してあります。

5. 本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	3,369千円
当連結会計年度中に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	371千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産(流動)	
貸倒損失	2,241千円
貸倒引当金繰入超過額	2,976
未払事業税	433
ポイント引当金否認	1,605
商品評価損否認	10,200
繰越欠損金	11,584
その他	401
小計	29,443
評価性引当額	14,816
合計	14,626
繰延税金資産(固定)	
減価償却超過額	14,429
フリーレント家賃	3,018
その他有価証券評価差額金	3,071
繰越欠損金	112,571
その他	7,041
小計	140,132
評価性引当額	140,132
合計	-
繰延税金資産合計	14,626
繰延税金負債(固定)	
その他	1,475
合計	1,475
繰延税金負債合計	1,475
繰延税金資産の純額	13,151

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。

この税率変更により、繰延税金資産及び法人税等調整額にそれぞれ与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(株式会社StrapyaNextの事業譲受)

当社は、平成23年4月26日開催の取締役会において、株式会社StrapyaNextの事業の一部を当社が譲り受けることを決議し、同日付で同社と事業譲渡契約を締結し、平成23年5月1日に事業を譲り受けました。

1. 目的

わが国の経済活動は、緩やかな回復傾向にあったものの、個人消費の低迷に加えて、東日本大震災の影響で大幅に落ち込んでおります。当面の経済活動は徐々に持ち直すものの正常化には時間を要することが予想されます。こうした中、株式会社StrapyaNextの事業の一部を当社が譲り受けることにより、取扱商品及び取引先を拡充することで収益力を強化し、また、当社が行うEコマース事業とのシナジー効果による業務効率の向上を図るものであります。

2. 譲り受ける相手会社の名称等

名称：株式会社StrapyaNext
所在地：神奈川県小田原市
代表者：樋口敦士

3. 譲り受ける事業の内容：「ジュエルPOPs」ウェブサイトの事業権等

4. 事業譲受日：平成23年5月1日

5. 譲受価額及び決済方法

譲受価額：50,000千円

決済方法：現金

7. 発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれんの金額：譲受価額 50,000千円

発生原因：事業譲受により引き継ぐ資産及び負債が無いため、取得原価を全額のものとして計上しております。

償却方法及び償却期間：3年間の均等償却

(株式会社スパイアの事業譲受)

当社は、平成23年6月30日付で株式会社スパイアとウェブサイト譲渡等契約を締結し、平成23年7月8日に事業を譲り受けました。

1. 目的

わが国の経済活動は、緩やかな回復傾向にあったものの、個人消費の低迷に加えて、東日本大震災の影響で大幅に落ち込んでおります。当面の経済活動は徐々に持ち直すものの正常化には時間を要することが予想されます。こうした中、株式会社スパイアの事業の一部を当社が譲り受けることにより、取扱商品及び取引先を拡充することで収益力を強化し、また、当社が行うEコマース事業とのシナジー効果による業務効率の向上を図るものであります。

2. 譲り受ける相手会社の名称等

名称：株式会社スパイア
所在地：東京都港区
代表者：早川与規

3. 譲り受ける事業の内容：「Cinderella Beauty」ウェブサイトの事業権等

4. 事業譲受日：平成23年7月8日

5. 連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成23年7月8日から平成23年9月30日

6. 譲受価額及び決済方法

譲受価額：20,000千円

決済方法：現金

7. 発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれんの金額：13,641千円

発生原因：今後の事業展開によって期待される将来の収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間：3年間の均等償却

8. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内容

資産	
無形固定資産	6,321千円
のれん	13,641
その他	2,692
資産合計	22,655
負債	
ポイント引当金	2,655

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び東京支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.85%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
期首残高	10,505千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,481
時の経過による調整額	1,565
資産除去債務の履行による減少額	9,000
期末残高	6,553

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別のセグメントから構成されており、インターネットに接続可能な携帯電話ユーザー向けにモバイルコンテンツを提供する「モバイルコンテンツ事業」、美容・健康商品等の小売及び卸売を行う「Eコマース事業」の2事業を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	モバイルコン テンツ事業	Eコマース 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,234,951	798,160	2,033,112	-	2,033,112
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,234,951	798,160	2,033,112	-	2,033,112
セグメント利益又は損失()	223,175	288,032	64,857	310,078	374,935
セグメント資産	576,291	212,346	788,637	951,755	1,740,392
その他の項目					
減価償却費	86,925	17,672	104,598	12,563	117,161
のれんの償却額	-	18,688	18,688	-	18,688
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	93,237	20,030	113,267	8,288	121,556

(注)1 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産の減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、全社資産の設備投資額であります。
- 2 セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)NTTドコモ	606,184	モバイルコンテンツ事業
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	260,316	モバイルコンテンツ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

(単位：千円)

	モバイル コンテンツ事業	Eコマース事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	18,688	-	18,688
当期末残高	-	44,953	-	44,953

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり純資産額	10,624円65銭
1株当たり当期純損失()	4,657円28銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当連結会計年度 (平成24年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	958,640
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	15,342
(うち新株予約権)	(15,342)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	943,298
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	88,784

2 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
1株当たり当期純損失	
連結損益計算書上の当期純損失()(千円)	407,225
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る当期純損失()(千円)	407,225
普通株式の期中平均株式数(株)	87,438
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権(200個)、第7回新株予約権(74個)、第8回新株予約権(5個)

(重要な後発事象)

(第10回新株予約権の権利行使)

当社が平成24年2月20日に発行した第10回新株予約権につき、平成24年4月1日から平成24年6月25日までの間に、以下のとおりその一部が行使されました。

1. 新株予約権行使の概要

- (1) 新株予約権の名称：株式会社アイフリーク第10回新株予約権
- (2) 行使期間：平成24年4月1日から平成24年6月25日
- (3) 行使価額：1株当たり14,000円
- (4) 行使新株予約権個数：199個
- (5) 行使者：Oakキャピタル株式会社
- (6) 交付株式数：12,935株(新株予約権1個当たり65株)
- (7) 行使価額総額：181,090,000円

2. 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金の推移

- (1) 増加する発行済株式数：10,270株
- (2) 増加する資本金の額：72,502千円

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	200,000	0.83	-
1年以内に返済予定の長期借入金	121,224	160,130	1.03	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のもの を除く)	130,813	240,839	0.96	平成25年4月1日～ 平成28年6月30日
リース債務(1年以内に返済予定のもの を除く)	-	-	-	-
その他の有利子負債	-	-	-	-
合計	252,037	600,969	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金の連結決済日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	110,267	79,792	39,792	10,988

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	589,597	1,102,222	1,596,426	2,033,112
税金等調整前四半期(当期) 純損失()(千円)	26,810	127,019	265,817	375,310
四半期(当期)純損失() (千円)	20,450	82,759	267,353	407,225
1株当たり四半期(当期)純 損失()(円)	234円04銭	947円02銭	3,058円97銭	4,657円28銭

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 ()(円)	234円04銭	712円92銭	2,111円57銭	1,598円27銭

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	703,225	667,469
売掛金	565,234	342,253
有価証券	130,096	20,038
商品	100,888	45,736
仕掛品	22	1,867
原材料	2,269	3,103
前渡金	91	18,119
前払費用	9,163	16,967
繰延税金資産	20,943	14,626
短期貸付金	-	1 41,095
その他	4,479	20,727
貸倒引当金	18,131	16,670
流動資産合計	1,518,283	1,175,332
固定資産		
有形固定資産		
建物	45,080	26,125
減価償却累計額	10,798	9,823
建物(純額)	34,281	16,302
工具、器具及び備品	126,053	125,454
減価償却累計額	98,933	112,061
工具、器具及び備品(純額)	27,120	13,393
有形固定資産合計	61,401	29,695
無形固定資産		
のれん	-	44,953
ソフトウェア	134,947	166,596
ソフトウェア仮勘定	9,092	10,763
無形固定資産合計	144,040	222,312
投資その他の資産		
投資有価証券	135,215	154,677
関係会社株式	-	147,780
出資金	500	500
繰延税金資産	24,145	-
敷金及び保証金	89,218	37,923
投資その他の資産合計	249,079	340,880
固定資産合計	454,520	592,889
資産合計	1,972,804	1,768,221

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	79,304	69,460
短期借入金	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	121,224	160,130
未払金	93,001	58,229
未払費用	19,530	26,328
未払法人税等	82,100	1,234
未払消費税等	20,846	-
前受金	1,318	19
預り金	6,258	11,227
ポイント引当金	6,953	4,247
未払配当金	450	1,092
流動負債合計	430,988	531,970
固定負債		
長期借入金	130,813	240,839
繰延税金負債	-	1,475
資産除去債務	10,505	6,553
固定負債合計	141,318	248,867
負債合計	572,307	780,838
純資産の部		
株主資本		
資本金	459,191	459,382
資本剰余金		
資本準備金	449,191	449,382
その他資本剰余金	-	3,280
資本剰余金合計	449,191	452,663
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	527,092	99,608
利益剰余金合計	527,092	99,608
自己株式	46,012	30,937
株主資本合計	1,389,463	980,716
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,395	8,675
評価・換算差額等合計	1,395	8,675
新株予約権	12,429	15,342
純資産合計	1,400,496	987,383
負債純資産合計	1,972,804	1,768,221

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高		
製品売上高	1,761,873	1,234,951
商品売上高	1,098,608	798,160
売上高合計	2,860,482	2,033,112
売上原価		
製品売上原価	574,546	567,145
商品売上原価		
商品期首たな卸高	119,215	100,888
当期商品仕入高	852,078	661,928
合計	971,294	762,817
商品期末たな卸高	100,888	45,736
商品売上原価	870,405	717,081
売上原価合計	1,444,952	1,284,226
売上総利益	1,415,529	748,886
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	141,989	118,969
貸倒損失	2,489	8,214
貸倒引当金繰入額	4,562	1,199
支払手数料	134,390	120,375
役員報酬	80,669	79,627
給料及び手当	309,038	299,657
減価償却費	20,805	37,383
その他	415,413	430,839
販売費及び一般管理費合計	1,109,359	1,096,265
営業利益又は営業損失()	306,169	347,379
営業外収益		
受取利息	19	186
有価証券利息	9,023	6,905
受取配当金	5,166	5,260
その他	5,374	2,787
営業外収益合計	19,583	15,138
営業外費用		
支払利息	3,305	3,825
新株予約権発行費	-	1,900
その他	145	264
営業外費用合計	3,450	5,990
経常利益又は経常損失()	322,302	338,231
特別利益		
投資有価証券売却益	1,059	-
特別利益合計	1,059	-

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別損失		
固定資産売却損	-	² 234
固定資産除却損	-	³ 1,279
減損損失	⁴ 94,022	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1,029	-
災害による損失	4,767	-
特別退職金	-	1,905
事務所移転費用	-	⁵ 5,349
その他	-	500
特別損失合計	99,819	9,268
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()	223,543	347,500
法人税、住民税及び事業税	82,852	923
法人税等調整額	11,286	30,991
法人税等合計	71,565	31,914
当期純利益又は当期純損失 ()	151,978	379,414

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	318,482	48.6	295,258	44.2
外注費		146,050	22.3	167,332	25.1
経費		190,231	29.1	204,888	30.7
当期総製造費用		654,764	100.0	667,478	100.0
期首仕掛品たな卸高	2	2,784		22	
合計		657,548		667,500	
期末仕掛品たな卸高		22		1,867	
他勘定振替高		82,979		98,488	
製品売上原価		574,546		567,145	

原価計算の方法

原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算を採用しております。

(注) 1. 経費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
地代家賃	57,309千円	地代家賃	47,654千円
減価償却費	59,685	減価償却費	79,778
支払ロイヤリティ	18,633	支払ロイヤリティ	20,704

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
ソフトウェア	73,098千円	ソフトウェア	87,724千円
ソフトウェア仮勘定	9,092	ソフトウェア仮勘定	10,763
その他	788	その他	-
計	82,979	計	98,488

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	458,208	459,191
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	983	191
当期変動額合計	983	191
当期末残高	459,191	459,382
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	448,208	449,191
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	983	191
当期変動額合計	983	191
当期末残高	449,191	449,382
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	-	3,280
当期変動額合計	-	3,280
当期末残高	-	3,280
資本剰余金合計		
当期首残高	448,208	449,191
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	983	191
自己株式の処分	-	3,280
当期変動額合計	983	3,471
当期末残高	449,191	452,663
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	396,906	527,092
当期変動額		
剰余金の配当	21,792	48,069
当期純利益又は当期純損失（ ）	151,978	379,414
当期変動額合計	130,186	427,483
当期末残高	527,092	99,608
利益剰余金合計		
当期首残高	396,906	527,092
当期変動額		
剰余金の配当	21,792	48,069
当期純利益又は当期純損失（ ）	151,978	379,414
当期変動額合計	130,186	427,483
当期末残高	527,092	99,608
自己株式		
当期首残高	46,012	46,012

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
当期変動額		
自己株式の処分	-	15,074
当期変動額合計	-	15,074
当期末残高	46,012	30,937
株主資本合計		
当期首残高	1,257,310	1,389,463
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,966	382
剰余金の配当	21,792	48,069
当期純利益又は当期純損失（ ）	151,978	379,414
自己株式の処分	-	18,355
当期変動額合計	132,152	408,746
当期末残高	1,389,463	980,716
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,028	1,395
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	367	7,280
当期変動額合計	367	7,280
当期末残高	1,395	8,675
新株予約権		
当期首残高	10,987	12,429
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,441	2,912
当期変動額合計	1,441	2,912
当期末残高	12,429	15,342
純資産合計		
当期首残高	1,267,270	1,400,496
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,966	382
剰余金の配当	21,792	48,069
当期純利益又は当期純損失（ ）	151,978	379,414
自己株式の処分	-	18,355
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,074	4,367
当期変動額合計	133,226	413,113
当期末残高	1,400,496	987,383

【重要な会計方針】

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しております。

(ロ) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ハ) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法

(イ) 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ハ) 原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 4～8年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

なお、のれんは、3年間の定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの使用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれるポイントに対し見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【会計上の見積りの変更】

(耐用年数の変更)

旧東京支店が保有していた建物附属設備及び備品は、従来、耐用年数を5～15年として減価償却を行ってまいりましたが、当事業年度において、東京支店の移転を行ったため、耐用年数を移転月までの期間に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の売上総利益は12,400千円減少し、営業損失及び経常損失はそれぞれ23,525千円増加しておりますが、税引前当期純損失に与える影響はありません。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
短期貸付金	- 千円	41,095千円

(損益計算書関係)

1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
商品売上原価	9,171千円	商品売上原価 26,985千円

2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	工具、器具及び備品 234千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
ソフトウェア	- 千円	ソフトウェア 1,279千円

4 減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都渋谷区	業務管理システム、のれん等	ソフトウェア、のれん等	94,022千円

当社は、減損損失の算定にあたって、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に資産をグルーピングしております。

その結果、Eコマース事業の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、将来キャッシュ・フローによる回収が困難な見込みであることから、上記の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失94,022千円として特別損失に計上しております。

その内訳は、工具、器具及び備品188千円、ソフトウェア1,859千円、のれん91,974千円であります。

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて算定しております。

5 事務所移転費用の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
原状回復費	- 千円	原状回復費 2,207千円
その他	-	その他 3,141
計	-	計 5,349

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	992	2,976	-	3,968
合計	992	2,976	-	3,968

(注) 普通株式の自己株式数の増加は、株式分割によるものであります。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,968	-	1,300	2,668
合計	3,968	-	1,300	2,668

(注) 普通株式の自己株式数の減少は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

会社の事業内容に照らして重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	56,286千円	34,964千円
1年超	59,122	46,788
合計	115,409	81,752

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

当事業年度(平成24年3月31日現在)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式147,780千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載してありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
貸倒損失	3,741千円	2,241千円
貸倒引当金繰入超過額	5,023	2,976
未払事業税	6,775	433
ポイント引当金否認	2,809	1,605
商品評価損否認	-	10,200
繰越欠損金	-	11,584
その他	7,645	401
小計	25,996	29,443
評価性引当額	5,023	14,816
合計	20,972	14,626
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	12,929	14,429
フリーレント家賃	6,943	3,018
その他有価証券評価差額金	-	3,071
繰越欠損金	-	112,571
その他	5,007	7,041
小計	24,880	140,132
評価性引当額	-	140,132
合計	24,880	-
繰延税金資産合計	45,853	14,626
繰延税金負債(流動)		
その他	28	-
合計	28	-
繰延税金負債(固定)		
その他	735	1,475
合計	735	1,475
繰延税金負債合計	764	1,475
繰延税金資産の純額	45,089	13,151

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.4%	税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.0	
住民税均等割	16.6	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	37.4	
その他	3.6	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来40.4%となっておりましたが、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度までの期間に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%に変更されます。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金資産及び法人税等調整額にそれぞれ与える影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び東京支店の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.85%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
期首残高(注)	10,210千円	10,505千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	3,481
時の経過による調整額	295	1,565
資産除去債務の履行による減少額	-	9,000
期末残高	10,505	6,553

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	15,885円42銭	10,948円38銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失()	1,743円06銭	4,339円22銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,720円26銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 については、潜在株式は存在するもの の1株当たり当期純損失であるため記 載していません。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,400,496	987,383
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	12,429	15,342
(うち新株予約権)	(12,429)	(15,342)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,388,067	972,041
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通 株式の数(株)	87,380	88,784

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
損益計算書上の当期純利益 又は当期純損失()(千円)	151,978	379,414
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失()(千円)	151,978	379,414
普通株式の期中平均株式数(株)	87,191	87,438
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,255	-
(うち新株予約権)	(1,255)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の 概要		第6回新株予約権(200個)、第 7回新株予約権(74個)、第8回 新株予約権(5個)

3 「会計方針の変更」に記載のとおり、当事業年度における会計方針の変更は遡及適用され、前事業年度につ
いては遡及適用後の財務諸表となっております。この会計基準を適用しなかった場合の前事業年度の潜在株式
調整後1株当たり当期純利益は、1,718円32銭であります。

(重要な後発事象)

(第10回新株予約権の権利行使)

当社が平成24年2月20日に発行した第10回新株予約権につき、平成24年4月1日から平成24年6月25日までの間に、以下のとおりその一部が行使されました。

1. 新株予約権行使の概要

- (1) 新株予約権の名称：株式会社アイフリーク第10回新株予約権
- (2) 行使期間：平成24年4月1日から平成24年6月25日
- (3) 行使価額：1株当たり14,000円
- (4) 行使新株予約権個数：199個
- (5) 行使者：Oakキャピタル株式会社
- (6) 交付株式数：12,935株（新株予約権1個当たり65株）
- (7) 行使価額総額：181,090,000円

2. 当該新株予約権行使による発行済株式数及び資本金の推移

- (1) 増加する発行済株式数：10,270株
- (2) 増加する資本金の額：72,502千円

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【債券】

銘柄		券面総額（千円）	貸借対照表計上額 （千円）
投資有価証券	その他有価証券	フィンランド地方金融公社 南 アフリカランド建債券	1,600千南アフリ カランド 16,881
		小計	1,600千南アフリ カランド 16,881
計		1,600千南アフリ カランド	16,881

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等	貸借対照表計上額 （千円）
有価証券	その他有価証券	（証券投資信託の受益証券） MMFほか1銘柄	20,025,229口 20,038
		小計	- 20,038
投資有価証券	その他有価証券	（証券投資信託の受益証券） トレンド・フォロー・オープン	20,000,000口 16,928
		（証券投資信託の受益証券） 短期豪ドル債オープン	122,130,532口 87,555
		高金利社債リアル	18,552,521口 15,977
		新米国ハイ・イールド	24,112,971口 17,334
		小計	- 137,795
計		-	157,834

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	45,080	8,039	26,993	26,125	9,823	27,584	16,302
工具、器具及び備品	126,053	3,918	4,517	125,454	112,061	17,401	13,393
有形固定資産計	171,133	11,958	31,511	151,580	121,884	44,985	29,695
無形固定資産							
のれん	-	63,641	-	63,641	18,688	18,688	44,953
ソフトウェア	281,280	105,103	3,757	382,626	216,030	72,175	166,596
ソフトウェア仮勘定	9,092	80,686	79,015	10,763	-	-	10,763
無形固定資産計	290,372	249,431	82,772	457,031	234,718	90,863	222,312

- (注) 1 建物の当期減少額のうち主なものは、東京支店の移転に伴うものであります。
2 のれんの当期増加額は、平成23年5月株式会社StrapyNextより「ジュエルPOPs」及び平成23年7月株式会社スパイアより「Cinderella Beauty」のウェブサイト譲受によるものであります。
3 ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の当期増加額のうち主なものは、自社ソフトウェア開発費用の導入等によるものであります

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	18,131	4,447	4,003	1,905	16,670
ポイント引当金	6,953	4,247	-	6,953	4,247

- (注) 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。
2 ポイント引当金の当期増加額は、平成23年7月株式会社スパイアより「Cinderella Beauty」ウェブサイト譲受によるポイント増加額2,655千円を含んでおります。
3 ポイント引当金の当期減少額(その他)は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	546
預金	
普通預金	665,830
別段預金	1,092
預金計	666,923
合計	667,469

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)NTTドコモ	136,774
ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)	46,049
(株)StrapyaNext	18,722
KDDI(株)	16,048
ソフトバンクモバイル(株)	13,347
その他	111,311
合計	342,253

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ (B) 366
565,234	2,134,768	2,357,749	342,253	87.3	77.8

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ 商品

品目	金額(千円)
化粧品、健康食品及び雑貨等	45,736
合計	45,736

ニ 仕掛品

品目	金額(千円)
システム受託開発	1,867
合計	1,867

ホ 原材料

品目	金額(千円)
精油等	3,103
合計	3,103

ヘ 関係会社株式

区分	金額(千円)
I-FREEK ASIA PACIFIC PTE. LTD.	147,780
合計	147,780

負債の部
イ 買掛金

相手先	金額(千円)
(有)プライムテック	7,040
(株)フォーライフ	6,547
(有)シープラネット	3,524
(株)リーディング・エッジ社	3,150
エスジェイジュエリー(株)	2,583
その他	46,614
合計	69,460

ロ 短期借入金

相手先	金額(千円)
(株)西日本シティ銀行	200,000
合計	200,000

ハ 1年以内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)みずほ銀行	54,276
(株)西日本シティ銀行	52,526
(株)りそな銀行	33,324
(株)福岡銀行	20,004
合計	160,130

ニ 長期借入金

相手先	金額(千円)
(株)みずほ銀行	82,161
(株)りそな銀行	66,676
(株)西日本シティ銀行	65,350
(株)福岡銀行	26,652
合計	240,839

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	-
公告掲載方法	会社の公告の方法は、電子公告により行います。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.i-freek.co.jp/ir
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第11期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月24日福岡財務支局長に提出。

(2) 内部統制報告書

事業年度 第11期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月24日福岡財務支局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第12期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月12日福岡財務支局長に提出。

第12期第2四半期（自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日）平成23年11月14日福岡財務支局長に提出。

第12期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月14日福岡財務支局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成23年6月29日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書
平成23年6月30日福岡財務支局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当方式による新株予約権の発行 平成24年2月3日福岡財務支局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書（上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書）平成24年2月10日福岡財務支局長に提出。

訂正届出書（上記(5) 有価証券届出書の訂正届出書）平成24年2月14日福岡財務支局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6 月26日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 木 豊
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイフリークの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アイフリークが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6月26日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳 英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 植 木 豊
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。